

国民健康保険（国保）の保険証が8月に更新されます

国民健康保険（国保）の保険証を8月に一斉更新します。
 現在お使いの国保の保険証は、令和4年7月31日まで使用できます。
 7月中旬以降に自宅に簡易書留で郵送しますので、ご確認をお願いします。新しい国民健康保険の保険証は緑色です。

入院・外来で医療費が高額になる場合は 限度額適用認定証の申請を

国民健康保険（国保）に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証」（70歳未満課税世帯の方、70歳以上75歳未満現役並み所得の一部世帯の方）および「限度額適用・標準負担額減額認定証」（非課税世帯の方）を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。
 ※町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。
 ※すでに交付を受けている方も有効期限は令和4年7月31日までとなっています。8月以降有効の限度額適用認定証を希望される方は、あらためて申請が必要です。

- 申請受付 7月19日(火)から
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・個人番号カード（マイナンバーカード）または写真付き身分証明など

受給者証更新のお知らせ

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。
 8月以降の受給者証は7月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は7月中旬までに届け出をしてください。

- 転入された方
 令和4年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「令和4年度所得課税証明書」を取り寄せていただく場合があります。
 なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です。
- 健康保険に変更があった方
 各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください。
- 生計維持者に変更があった方
- 父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

4回目新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、60歳以上の方または18歳から59歳以下の方のうち、基礎疾患を有する方などを対象に新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を開始します。

- 対象者
 - ①60歳以上の方
 ※3回目接種から5か月経過を目途に接種券を発送します。
 - ②18歳以上59歳以下で、基礎疾患を有する方またはその重症化リスクが高いと医師が認める方
 ※3回目接種をした方に、4回目接種券発行についての申請書を送付していますので、同封している「基礎疾患を有する方などの範囲」をご確認の上、接種を希望する方は申請してください。申請された方は3回目接種から5か月経過をめぐりに接種券を発送します。



◀基礎疾患を有する方などの確認についてはこちら

- 接種スケジュール
 - ・個別接種（訓子府クリニック）7月21日(木)から
 - ・集団接種（総合福祉センター）7月24日(日)から
 ※詳しい日程は、接種券に同封している接種スケジュールをご確認ください。

- 使用するワクチン
 1回目から3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチンを使用します。

※新型コロナウイルスの有効性や安全性など詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスについて」のページをご覧ください。



◀厚生労働省ホームページはこちら

■問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種対策班（☎ 57-3025）

国民健康保険

後期高齢者医療制度

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 傷病手当金の支給を延長

- 感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。
- 対象者 次の要件に全て該当する方
 - ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
 - ※受診した医療機関や事業主の証明が必要です。
 - ③休んだ期間について給与などがもらえないこと
 - ④4日以上休んでいること
 - 支給内容
 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります
 - 適用期間 9月30日(金)まで
 - 申込み・問合せ
 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555）
 ※感染拡大防止の観点から、できるだけ電話でお問い合わせください。